

吹田市立市民公益活動センター条例施行規則

平成24年1月16日 吹田市規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立市民公益活動センター条例（平成23年吹田市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 吹田市立市民公益活動センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日については、午前9時30分から午後5時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 5月3日から5月5日までの日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の申請)

第4条 センターの施設（条例第5条ただし書に規定する施設を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）
 - (2) 会議室を使用しようとする者にあつては、使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数並びに入場料等徴収の有無（以下「使用日時等」という。）
 - (3) 事務ブース等（条例別表第2項の表に掲げる施設をいう。以下同じ。）を使用しようとする者にあつては、使用期間、使用施設及び使用附属設備
- 2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 市民公益活動団体（吹田市市民公益活動の促進に関する条例（平成14年吹田市条例第8号）第2条第2項に規定する市民公益活動団体をいう。以下同じ。）が会議室を使用しようとする場合 使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下この項において「使用日」とい

- う。)の前3月に当たる日の属する月の初日から使用日の当日まで
- (2) 前号に規定するもの以外の者が会議室を使用しようとする場合 使用日の属する月の前々月の初日から使用日の当日まで
 - (3) 事務ブース等を使用しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用日の属する月の前月の初日から使用日の前日まで
 - (4) 事務ブース等の使用許可書の交付を受けた者が当該許可の期間の満了後引き続き事務ブース等を使用しようとする場合 当該引き続き使用しようとする最初の日の属する月の前々月の初日から20日まで
(使用許可書の交付及び提示)

第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

- 2 使用許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターの施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。

(使用期間)

第6条 会議室を引き続き使用することができる期間は、5日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 事務ブース等を引き続き使用することができる期間は、3年(使用期間の初日が月の1日でないときは、3年に当該初日の属する月の使用期間を加えた期間)とする。ただし、1の申請により引き続き使用することができる期間は、1年(使用期間の初日が月の1日でないときは、1年に当該初日の属する月の使用期間を加えた期間)とする。

(特別の設備の設置等)

第7条 センターの施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- 3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

(使用内容の変更)

第8条 会議室の利用者は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
 - (2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由
- 2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

(会議室等の使用時間の超過)

第9条 会議室及び附属設備の使用時間の超過は、センターの運営に支障のない場合に限り許可する。

2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

(使用の取消し)

第10条 使用者は、センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等

(3) 取消しの理由

(分割された使用料の納付期限)

第11条 条例第8条第2項の規則で定める日は、使用料に係る期間の最初の月の前々月の20日とする。

(使用料の減額又は免除)

第12条 条例第8条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる場合は、免除とする。

ア 市が公用で使用する場合

イ その他市長が公益上又はセンターの設置目的を達成するため特に必要があると認める場合

(2) 前号に規定する場合を除き、次に掲げる場合は、5割減額とする。

ア 市民公益活動団体が会議室及び附属設備を使用する場合

イ その他市長が特に必要があると認める場合

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 使用日時等

(3) 減額又は免除の理由

(使用料の還付)

第13条 条例第8条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合 既納使用料の10割

(2) 会議室の使用者が使用前7日までに使用取消届を提出した場合 既納使用料

の5割

- (3) 会議室の利用者が使用日前7日までに使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の5割
 - (4) 事務ブース等の利用者が取消月（取消しに係る期間の初日の前日の属する月の翌月以後の各月をいう。以下この号及び次号において同じ。）の前々月の20日までに使用取消届を提出した場合 取消月に係る使用料の10割
 - (5) 事務ブース等の利用者が取消月の前々月の21日から取消月の前月の20日までの間に使用取消届を提出した場合 取消月に係る使用料の5割
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等

（使用者の守るべき事項）

第14条 センターの施設を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。

(2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。

(3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。

(4) その他職員の指示に従うこと。

（入室の要求）

第15条 職員がセンターの管理上必要がある場合において入室を要求したときは、センターの施設を使用する者は、これを拒むことができない。

（使用後の点検）

第16条 センターの施設を使用する者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

（損傷等の届出）

第17条 センターの施設を使用する者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

（指定管理者の指定）

第18条 条例第11条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書

(3) 定款、会則又はこれらに類する書類

(4) 団体の概要を記載した書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第11条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第19条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第20条 指定管理者は、市民がセンターを使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第21条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第11条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 条例第11条第1項に規定する団体でなくなったとき。

(2) 条例第11条第3項の指示に従わないとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(読替え)

第22条 指定管理者がセンターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、第13条第1項並びに第17条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(申請書等の様式)

第23条 この規則に規定する申請書等の様式は、まち産業活性部長が定める。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、まち産業活性部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年9月3日から施行する。ただし、第18条から第21条まで、第23条及び第24条の規定は公布の日から、第4条、第5条第1項、第6条から第8条まで及び第10条から第13条までの規定は、同年8月1日から施行する。

(吹田市事務分掌条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第18条から第21条まで、第23条及び第24条の規定の施行の日から平成24年3月31日までの間における第23条及び第24条の規定の適用については、これらの規定中「まち産業活性部長」とあるのは、「市民文化部長」とする。